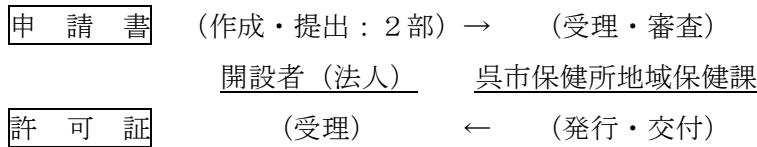


診療所の開設許可事項変更手続き（診療用エックス線装置の変更）

呉市保健所地域保健課医務 G

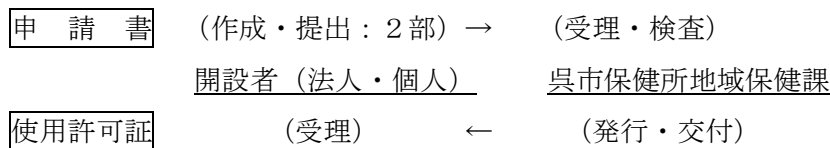
1 診療所開設許可事項変更許可申請（有床で、開設者が医療法人の場合）



添付書類

- ・隣接室名，上階及び下階の室名，並びに周囲の状況並びに管理区域の標識，エックス線装置使用中のランプの位置を明示したエックス線診療室の平面図及び側面図（変更前・変更後）
- ・放射線漏洩線量測定の数値書
- ・エックス線機器一覧（変更前・後）
- ・設置予定のエックス線機器のカタログ（許可番号を確認するため）※参考のため，必須ではありません。

2 診療所構造設備検査申請（有床の場合）



検査方法	手数料
自主検査	10,000円

添付書類

- ・検査を受けようとする構造設備の平面図
- ・自主検査の場合，自主検査結果の届出書

3 エックス線装置設置届等

- （1） 診療用エックス線装置廃止届（呉市保健所地域保健課へ）
- （2） 診療用エックス線装置設置届（呉市保健所地域保健課へ）

提出期限・・・設置後10日以内

添付書類

- ・エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- ・隣接室名，上階及び下階の室名，並びに周囲の状況並びに管理区域の標識，エックス線装置使用中のランプの位置を明示したエックス線診療室の平面図及び側面図
- ・放射線漏洩線量測定結果

※ 有床で開設者が法人の場合・・・1・2・3

有床で開設者が個人の場合・・・2・3

無床の場合・・・3

の手続きが必要です。